

1, 4-ジオキサンを排出する施設状況（特定施設の追加について）

1. 特定施設の指定について

特定施設とは、

- ① 人の健康に係る被害を生じるおそれがある物質として水質汚濁防止法施行令（以下「施行令」という。）第 2 条で定める有害物質（カドミウム、シアン等）を含む汚水又は廃液を排出する施設であること

又は

- ② 施行令第 3 条で定める項目（pH、BOD/COD 等）に関し、生活環境に係る被害を生じるおそれがある程度の汚水又は廃液を排出する施設であること

のいずれかの要件を備える施設であって、施行令第 1 条別表第 1 で定める施設である。

水質汚濁防止法が公害の未然防止をねらいとしていることから、水質汚濁に係る被害を発生させるおそれのある工場及び事業場が規制の対象となるよう水質調査の結果及び科学的な知見等に基づき特定施設が定められている。

特定施設の指定に当たっては、工場及び事業場において使用される生産施設等は、同種の施設であっても使用される工場及び事業場の業種によって異なる呼称があるなど、施設の名称のみを用いて指定したのでは、該当する施設を特定することが困難な場合もあるため、原則として業種毎に施設を指定した上で定めている。

この際の業種の特定には、原則として、「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、障害及び死因分類を定める政令（昭和 26 年政令第 127 号）」第 2 条第 1 項の規定に基づいて告示された「産業分類」の分類毎に旧行政管理庁行政管理局統計主幹編集の「日本標準産業分類（昭和 59 年財団法人全国統計協会連合会発行。以下「産業分類」という。）」における説明及び内容例示を用いており、特定施設の該当業種等と産業分類における対応関係については、施行令等の施行通達により明らかにしている。

ただし、次のいずれかの場合には、業種を限定しない指定方法としている。

- ① 施設が多業種にわたるものであり、また業種を特定しなくても当該施設がどのような施設であるかを認識できるもの
- ② 他の法令等で施設が特定されているもの

[例]

- ①の例：第 65 号 酸又はアルカリによる表面処理施設

第 66 号 電気めっき施設

第 71 号 自動式車両洗浄施設

第 71 号の 5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設

第 71 号の 6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設

- ②の例：第 71 号の 3 一般廃棄物処理施設

- ①及び②の例：72 号 し尿処理施設

2. 1, 4-ジオキサンの排出実態等

(1) 排出実態①

P R T Rの届け出事業場へ行った調査結果を以下に示す。

1) 調査方法

平成 20 年度に P R T Rの届け出を行っている事業所 (39,472 事業所) のうち、1,4-ジオキサンに係る届出を行っている事業所は 92 事業所 (表 1) である。

特定施設の追加の検討に必要なデータを収集するため、このうち、水域への排出、下水道及び廃棄物への移動がある 71 事業場 (表 2) を対象にアンケート調査を実施した。調査内容は以下のとおりである。

- ①排出事業所の概要 (事業所名等、事業所の概要)
- ②製造工程・汚水・廃棄物等の排出状況 (排出状況図、排出量)
- ③1,4-ジオキサン取り扱い施設の概要

表 1 平成 20 年度 P R T R届出 (1,4-ジオキサン)

	届出数	排出量 (kg)					排出・移動量 (kg)			
		大気	水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	移動量合計	合計
1320 酒類製造業	1	2100	0	0	0	2100	0	1600	1600	3700
1400 繊維工業	1	1800	0	0	0	1800	0	220	220	2020
2000 化学工業	70	25808	39849	0	0	65657	19204	1211027	1230232	1295889
2060 医薬品製造業	8	3677	12000	0	0	15677	0	23300	23300	38977
2200 プラスチック製品製造業	4	7301	0	0	0	7301	0	540	540	7841
2500 窯業・土石製品製造業	1	1100	0	0	0	1100	0	0	0	1100
2800 金属製品製造業	4	4210	0	0	0	4210	0	3170	3170	7380
3000 電気機械器具製造業	2	950	0	0	0	950	0	1100	1100	2050
3100 輸送用機械器具製造業	1	1100	0	0	0	1100	0	0	0	1100
合計	92	48045	51849	0	0	99895	19204	1240957	1260162	1360056

表 2 平成 20 年度 P R T R届出 (1,4-ジオキサン) ※大気のみへの排出を除く

	届出数	排出量 (kg)					排出・移動量 (kg)			
		大気	水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	移動量合計	合計
1320 酒類製造業	1	2100	0	0	0	2100	0	1600	1600	3700
1400 繊維工業	1	1800	0	0	0	1800	0	220	220	2020
2000 化学工業	57	25110	39849	0	0	64959.1	19204	1211027	1230231.6	1295190.7
2060 医薬品製造業	7	1477	12000	0	0	13477	0	23300	23300	36777
2200 プラスチック製品製造業	2	2000	0	0	0	2000	0	540	540	2540
2500 窯業・土石製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2800 金属製品製造業	2	1810	0	0	0	1810	0	3170	3170	4980
3000 電気機械器具製造業	1	810	0	0	0	810	0	1100	1100	1910
3100 輸送用機械器具製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	71	35107	51849	0	0	86956	19204	1240957	1260162	1347118

2) 調査結果

①回答状況

71 事業所へアンケート調査を実施した結果、64 事業所から回答が得られた（回答率：90%（未回答 7 事業所））。また、回答は得られたものの、秘匿情報等の理由により回答情報が不足し、取りまとめから除いた事業所（12 事業所）がある。このため、調査結果は、これら 19 事業所を除く 52 事業所からの回答をもとに取りまとめた（表 3）。

なお、一部回答が得られなかった事業所が存在するものの、得られた回答は、表 2 の 9 業種を網羅しており、1,4-ジオキサンを排出する業種については網羅的に調査できたと考えられる。

表 3 アンケート回答状況

	届出数	排出量(kg)					排出・移動量(kg)			
		大気	水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	移動量合計	合計
1320 酒類製造業	1	2100	0	0	0	2100	0	1600	1600	3700
1400 繊維工業	1	1800	0	0	0	1800	0	220	220	2020
2000 化学工業	41	24018	38160	0	0	62179	19034	1148365	1167400	1229578
2060 医薬品製造業	5	1047	12000	0	0	13047	0	16700	16700	29747
2200 プラスチック製品製造業	2	2000	0	0	0	2000	0	540	540	2540
2500 窯業・土石製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2800 金属製品製造業	1	810	0	0	0	810	0	570	570	1380
3000 電気機械器具製造業	1	810	0	0	0	810	0	1100	1100	1910
3100 輸送用機械器具製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	52	32585	50160	0	0	82746	19034	1169095	1188130	1270875

②結果概要（※製造工程フロー図【(参考資料 3) 委員限り】）

調査の結果、1,4-ジオキサンを排出している業種には、大きく分けて、以下の 3 種類が存在する。

- I 1,4-ジオキサンそのものを製造している場合
- II 1,4-ジオキサンが溶剤等に含まれ使用している場合
- III 製品製造過程で 1,4-ジオキサンが生成する場合

表4 アンケート回答結果（概要）

分類		該当事業場数	
I	1,4-ジオキサンそのものを製造している場合		
	i 1,4-ジオキサン製造	2	
	ii 1,4-ジオキサン小分け	1	
II	1,4-ジオキサンが溶剤等に含まれ使用している場合		
	i 合成樹脂製造	8	
	ii 合成ゴム製造	2	
	iii 感光材製造	8	
	iv	医薬品製造	7
		医薬品原薬製造	4
	v	塗料等製造	5
		塗料製造・塗工	2
		接着剤製造・塗工	1
		塗工	2
III	製品製造過程で1,4-ジオキサンが生成する場合		
	i ポリエステル樹脂製造	9	
	ii 界面活性剤製造	1	
合計		52	

(2) 排出実態②（詳細は参考資料1（P14～17）を参照）

平成11年度から平成13年度に環境省が行った要調査項目発生源対策検討調査によると、1,4-ジオキサンを使用していると報告のあった2事業場（輸送用機械器具製造業、繊維工業）の排水濃度はそれぞれ、0.052mg/l、0.30mg/lであった。

また、1,4-ジオキサンの使用報告のない事業場のうち、界面活性剤（分散剤）を使用している事業場又は界面活性剤を使用している可能性がある繊維業を含む20事業場周辺の公共用水域の濃度の調査を行ったところ、12事業場（化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、繊維業（2事業場）、電気機械器具製造業、食料品製造業、下水処理場（5事業場））にて排水口の上流地点よりも排水口の直下地点において高い濃度が測定された。

(3) 排出実態③（詳細は参考資料1（P17～20）を参照）

平成20年度に実施した51事業場の水質調査によると、8事業場（化学工業（5事業場）、医薬品原薬製造業（2事業場）、界面活性剤製造業（1事業場））において1,4-ジオキサンの濃度が0.5mg/l（環境基準の10倍）を超過した。

また、平成21年度には平成20年度調査で比較的高濃度で検出された事業場に加え、一般廃棄物処理施設、下水道終末処理施設、大学・研究機関を含む27事業場を対象に環境省が行った水質調査によると、8事業場（化学工業（5事業場）、繊維工業、窯業土木製品製造業、水道業（下水道処理施設維持管理業））において1,4-ジオキサンの濃度が0.5mg/l（環境基準の10倍）を超過した。

(4) 排出実態④（詳細は参考資料1（P5、P21）を参照）

生活排水に含まれる1,4-ジオキサン濃度については、既存文献にて合併処理浄化槽からの放流水質について調査しており、1試料で0.046mg/lであったが、その他の試料は概ね0.001mg/lであった。また、一般家庭において使用される洗剤製品中の1,4-ジオキサン濃度としては、台所用合成洗剤中に最大で51mg/lであった。

(5) 排出実態⑤ (詳細は参考資料1 (P22) を参照)

PRTR 届出事業所からの排水を受け入れている下水処理場とそれ以外の下水処理場における流入水及び放流水の1,4-ジオキサン濃度について調査をおこなった結果、PRTR 届出事業所から排水を受け入れている1事業場にて0.5mg/l (環境基準の10倍) を超過したものの、PRTR 届出事業所からの排水を受け入れていない下水処理場(88事業場)のうち76事業場の放流水が定量限界未満など全体的には低濃度であった。

(6) 科学的知見等 (詳細は参考資料1 (P4~6))

1,4-ジオキサンを排出する事業場の業種及び用途は、化学工業、医薬品製造業、繊維工業、一般機械器具製造業における有機合成反応溶剤等である。

また、PET (ポリエチレンテレフタレート)、エチレンオキサイド及びエチレングリコールの製造や界面活性剤生成の際の副生成、1,1,1-トリクロロエタンへの添加('95年まで)、廃棄物からの浸出、家庭排水などが分かっている。さらに、エチレンオキサイドに1,4-ジオキサンが含まれ、これを使用するエチレンオキサイド付加体製造、高級アルコール製造及びグリコールエーテル製造工程からの排水にも1,4-ジオキサンが含まれることが分かっている。

3. 新たな特定施設への追加案

上記2. から1,4-ジオキサンを排出する業種としては(化学工業(プラスチック製造業、界面活性剤製造業を含む。)、医薬品製造業、繊維工業、金属・機械器具製造業等(塗料等の溶剤として1,4-ジオキサンを使用)及び、PRTRによる調査対象に含まれなかったエチレンオキサイド、エチレングリコールの製造業及びエチレンオキサイドを使用するエチレンオキサイド付加体製造業等と考えられる。

1,4-ジオキサンを排出していると考えられる業種のうち、表5の“施設名”に記載したものは既に特定施設となっている。しかし、界面活性剤を製造している事業場、溶剤として1,4-ジオキサンを用いている医薬品原薬製造、塗料・接着剤製造やその塗工を行っている事業場、1,4-ジオキサンを小分けしている事業場、グリコールエーテルを製造している事業場では、1,4-ジオキサンを取り扱っている製造工程等にて特定施設が規定されておらず、これらの事業場からの排水対策のため新たな特定施設の追加について検討する必要がある。

表5 水質汚濁防止法施行令の特定施設（1,4-ジオキサン関係）

分類		施設名	該当条文	
I	i	1,4-ジオキサン製造	(水濁法施行令)第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	(50号)
	ii	1,4-ジオキサン小分け		
II	i	合成樹脂製造	合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設、水洗施設、遠心分離機	33号イ、ロ、ハ
		合成ゴム製造	合成ゴム製造業の用に供する水洗施設 有機ゴム薬品製造業の用に供する分離施設	34号ハ 35号ロ
	iii	感光材製造	28号から45号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設	46号ロ
	iv	医薬品製造	医薬品製造業の用に供するろ過施設、分離施設、混合施設	47号ロ、ハ、ニ
		医薬品原薬製造	28号から45号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設 ※一部の医薬品原薬製造事業場では特定施設を設置していない。）	46号ロ
	v	塗料等製造		
		塗料製造・塗工		
		接着剤製造・塗工		
		塗工		
	III	i	ポリエステル樹脂製造	合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設
ii		界面活性剤製造		
		エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設	エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゆう施設、濃縮施設 石油化学工業の用に供する分離施設、廃ガス洗浄施設	37号チ 37号ロ、タ
	エチレンオキサイド付加体製造	28号から45号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設	46号ロ	
	高級アルコール製造	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業の用に供する洗浄施設	37号イ	
	グリコールエーテル製造			

※分類は表4と同様

※I. iについては、1,4-ジオキサンが有害物質に追加された段階で特定施設に該当

※II、IIIの施設名については、アンケート回答結果をもとに掲載

※エチレンオキサイド付加体製造、高級アルコール製造、グリコールエーテル製造については1,4-ジオキサンを含むエチレンオキサイドを使用

(1) 界面活性剤を製造している事業場への対応

1,4-ジオキサンが界面活性剤製造過程にて副生成することが知られており、実際に界面活性剤製造事業場の排水から1,4-ジオキサンが検出されていることから、界面活性剤製造業に係る施設についても特定施設として追加する必要がある。

界面活性剤製造業の事業場から1,4-ジオキサンが排出される要因は、反応施設で1,4-ジオキサンが副生成され、当該反応施設の洗浄により排出されることである。このため反応施設を特定施設として指定することが適切と考えるものの、界面活性剤製造業では、必ずしも当該反応施設にて不要物が発生し当該不要物を系外へ排出する工程をもつものでもなく、反応施設の洗浄の際の汚水等を規制すれば足りることから、特定施設に追加すべき施設としては、“界面活性剤製造業の用に供する反応施設（洗浄機能を有するものに限る）”とする。

(2) 溶剤等として1,4-ジオキサンを使用している事業場等への対応

アンケートの結果、一部の医薬品原薬製造業、塗料製造業等の工場又は事業場は、1,4-ジオキサンを溶剤として使用し1,4-ジオキサンを含む排水を排出しているものの、特定施

設として規定されておらず、規制の対象とする必要がある。しかし、1,4-ジオキサンは幅広く溶剤として使用されていることが知られており、1,4-ジオキサンを溶剤として使用し排出する施設を、複数の業種について“〇〇業の用に供する混合施設”といった形で特定施設として網羅的に規定した場合、それぞれの業種で1,4-ジオキサンを使用していない工場又は事業場であっても規制対象となることが懸念される。そのため、過不足なく1,4-ジオキサンを排出する工場又は事業場を規制対象とするためには、物質を特定し、業種横断的に使用する段階を特定施設として規定することが効果的と考えられることから、特定施設に追加すべき施設としては、“1,4-ジオキサンの混合施設”とする（業種を指定せず特定の物質で規定している特定施設：トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設）。

なお、通常の商品製造工程で1,4-ジオキサンが使用され排出されることが想定されない機械器具製造業などでは、1,4-ジオキサンを溶剤として含む塗料等を用いる場合には、塗装施設の洗浄廃液などとして排出される場合もある。しかし、これらの施設は通常汚水又は廃液を排出する施設ではなく、これまでの調査で排水の濃度が低濃度であること、1,4-ジオキサンを含む製品は極僅かであり、また、製品に1,4-ジオキサンが含まれているかどうか認知できない場合があることに鑑みると、通常1,4-ジオキサンを使用等していない工場又は事業場であっても、塗料等を使用する施設では1,4-ジオキサンを排出する可能性があるとして注視し、公共用水域の水質測定結果の評価の際などに留意していくことは重要であるものの、現時点では、例えば洗浄施設等の施設を特定施設に追加することは合理的ではない。また、1,4-ジオキサンの小分け施設についても通常汚水又は廃液を排出する施設ではなく1,4-ジオキサンを小分けし搬出しているのみであり、他施設へのフローもないことから特定施設として追加する必要はないと考えられる。

なお、混合施設については、既に別の業種にて特定施設となっている例があり（医薬品製造業の用に供する混合施設 等）、その指定については、昭和47年当時に以下のとおり整理されている。

特定施設の指定にあたっては、水質汚濁防止法の制定の趣旨にかんがみ、水質汚濁の未然防止を図るため、水質汚濁に係る被害を発生するおそれのある汚水等発生施設を包括的に指定することとした。そのため、それぞれの事業場で慣習的な名称でいわれている施設と指定された施設の名称と必ずしも一致しない点があるので、特に包括的な名称で指定される施設について、具体的に該当施設について、例示すると次のとおりである

(中略)

(9) 混合施設 (第 47 号二、第 49 号)

医薬品および農薬の混合施設に混合するものが液状である場合には、漏出することも有り得るが、粉剤の場合には、特定施設の稼働によって、当該施設から汚水又は廃液が排出されるものではない。

しかし、バッチ式で生産を行うような場合には、当該施設を洗浄する際廃液又は汚水が発生する。特に、有害物質を含有する医薬品又は農薬の場合には、その汚水又は廃液により、人の健康に係る被害を発生するおそれがあるので、限定的に有害物質を含む物を混合する施設に限定している。

(中略)

なお、第 25 号ロに該当する水銀電解法による苛性ソーダ、苛性カリの製造業に用いる電解そうも、本質的には、その稼働によって汚水又は廃液を排出するものではなく、水銀の交換又は修理等の場合有害物質が排出されるおそれがあるというものであり、前記の混合施設と同様な趣旨で特定施設に指定している。

(出典：昭和 47 年度水質汚濁防止法担当者 (事務担当者) 研修テキスト「特定施設の解釈」)

なお、前回の専門委員会で指摘のあった縮合反応施設については、以下のとおり整理されている。

(8) 縮合反応施設 (第 33 号のイ)

合成樹脂の製造はモノマーを重合しポリマーとするものであるが、重合反応には縮合重合反応と、附加重合反応とがあり、フェノール樹脂、ユリア樹脂等は縮合重合反応によって製造される。縮合重合反応による製造は、生産物であるポリマー以外に余剰の化合物を生成し、これが、汚水等となって系外に排出されるため、縮合反応施設を特定施設として指定したものである。

(出典：昭和 47 年度水質汚濁防止法担当者 (事務担当者) 研修テキスト「特定施設の解釈」)

(3) エチレンオキサイドを使用している事業場への対応

「エチレンオキサイド、エチレングリコールの製造」の過程においては、既に特定施設が規定されているものの (表 5)、1,4-ジオキサンを含有するエチレンオキサイドがエチレンオキサイド付加体製造、グリコールエーテル製造、高級アルコール製造の原料として使用され、各製品製造の工程から 1,4-ジオキサンが排出されることが確認された。

これらの製造過程のうち、エチレンオキサイド付加体製造過程では、既に特定施設「有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設」が規定されているものの、グリコールエー

テル製造過程では製品と汚水等を分離する施設（精製施設）は特定施設に規定されておらず、また高級アルコール製造過程では石油化学工業の用に供する洗浄施設が特定施設として規定されているものの、製品と汚水等を分離する施設（精製施設）は特定施設として指定されていない。

これら製品製造過程で1,4-ジオキサンが排出される要因の一つは、原料として用いるエチレンオキサイド中に1,4-ジオキサンが含まれ、それが精製施設にて系外へ排出されることである。しかし、仮に有機化学工業製品製造業の用に供する精製施設や分離施設などを特定施設として規定した場合、上記の製造に限らず全ての有機化学工業製品製造業が1,4-ジオキサンの排出の有無に関わらず規制の対象となることから適当とは考えられない。このため、エチレンオキサイドと他の原料等を混合する施設を特定施設として規定することとし、“エチレンオキサイドの混合施設”を新たに特定施設とする。

以上のことから、「界面活性剤製造業の用に供する反応施設（洗浄機能を有するものに限る）」及び「1,4-ジオキサン又はエチレンオキサイドの混合施設（他の各号に該当するものを除く。）」を新たに特定施設へ追加することが適当と考える。新たな特定施設の追加によりこれまで排水規制等の対象ではなかったものの、規制対象となる範囲は表6のとおりである。なお、既に1,4-ジオキサンの混合施設として捉えられる施設があることから（(例)医薬品製造業の用に供する混合施設等）、「他の各号に該当するものを除く。」とした。

表6 特定施設の追加による新たな排水規制対象

分類	施設名	施設名	該当条文
I	i 1,4-ジオキサン製造	(水濁法施行令)第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	(50号)
	ii 1,4-ジオキサン小分け		
II	i 合成樹脂製造	合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設、水洗施設、遠心分離機	33号イ、ロ、ハ
	ii 合成ゴム製造	合成ゴム製造業の用に供する水洗施設	34号ハ
		有機ゴム薬品製造業の用に供する分離施設	35号ロ
	iii 感光材製造	28号から45号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設	46号ロ
	iv 医薬品製造	医薬品製造業の用に供するろ過施設、分離施設、混合施設	47号ロ、ハ、ニ
医薬品原薬製造		28号から45号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設 (一部の医薬品原薬製造事業場では特定施設を設置していない。)	46号ロ
V	塗料等製造	1,4-ジオキサン又はエチレンオキシドの混合施設 (他の各号に該当するものを除く。)	
	塗料製造・塗工		
	接着剤製造・塗工		
	塗工		
III	i ポリエステル樹脂製造	合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設	33号イ
	ii 界面活性剤製造	界面活性剤製造業の用に供する反応施設 (洗浄機能を有するものに限る)	
	エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設	エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゆう施設、濃縮施設 石油化学工業の用に供する分離施設、廃ガス洗浄施設	37号チ 37号ロ、タ
	エチレンオキシド付加体製造	28号から45号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設	46号ロ
	高級アルコール製造	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業の用に供する洗浄施設	37号イ
	グリコールエーテル製造	1,4-ジオキサン又はエチレンオキシドの混合施設 (他の各号に該当するものを除く。)	

※分類は表4と同様

※I、iについては、1,4-ジオキサンが有害物質に追加された段階で特定施設に該当

※II、IIIの施設名については、アンケート回答結果をもとに掲載

※エチレンオキシド付加体製造、高級アルコール製造、グリコールエーテル製造については1,4-ジオキサンを含むエチレンオキシドを使用

別紙

水質汚濁防止法施行令(別表1)の特定施設のこれまでの追加状況

追加した施設(概要)			公布日	施行日
①	1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	S47.9.28	S47.10.1
②	19(リ)	紡績業又は繊維製品の製造業等の用に供するのり抜き施設	S49.11.12	S49.12.1
	66-2	旅館業の用に供する施設		
	71-2	科学技術に関する研究等を行う事業場に設置される施設		
③	(71-2)	専修学校(科学技術に関する研究等を行う事業場)	S51.1.30	S51.1.30
④	64-2	水道施設、工業用水道施設等のうち浄水施設	S51.5.25	S51.6.1
	69-2	中央卸売市場に設置される施設		
⑤	68-2	病院に設置される施設	S54.5.8	S54.5.10
	71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設		
⑥	18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	S56.11.30	S57.1.1
	18-3	たばこ製造業の用に供する施設		
	21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する施設		
	21-3	合板製造業の用に供する施設		
	21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設		
	23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設		
	51-2	自動車用タイヤ製造業等の用に供する施設		
	51-3	医薬用ゴム製品製造業等の用に供する施設		
	63-2	空きびん卸売業の用に供する施設		
	70-2	自動車分解整備事業の用に供する施設		
71-4	産業廃棄物処理施設の一部の施設			
⑦	69-3	地方卸売市場に設置される施設	S57.6.1	S57.7.1
⑧	66-3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	S63.8.26	S63.10.1
	66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設		
	66-5	飲食店に設置されるちゅう房施設		
	66-6	そば店等に設置されるちゅう房施設		
	66-7	料亭等に設置されるちゅう房施設		
⑨	71-5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設	H3.7.26	H3.10.1
	71-6	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの蒸留施設		
⑩	71-4(ロ)	PCB処理に係る産業廃棄物処理施設	H10.5.20	H10.6.17
⑪	71-5	ジクロロメタンによる洗浄施設	H11.12.22	H12.3.1
	71-6	ジクロロメタンの蒸留施設		
⑫	63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	H13.6.13	H13.7.1

注)「医薬品製造業の用に供する混合施設(47(二))」、「農薬製造業の用に供する混合施設(49)」、「試薬の製造業の用に供する試薬製造施設(50)」及び「有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設(56)」については、有害物質の追加に伴い当該有害物質を含有する物を混合する施設が新たに特定施設となる。